

●香川県告示第134号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和7年5月16日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期
略				略			
高松シンボルタワー地下駐車場、多目的広場地下駐車場、玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場、港湾緑地第3駐車場及びキャッスルプロムナード駐車場の使用料の収納事務	略			高松シンボルタワー地下駐車場、多目的広場地下駐車場、玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場、港湾緑地第3駐車場及びキャッスルプロムナード駐車場の使用料の収納事務	略		
高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略			<u>香川県立ミュージアム駐車場の使用料の収納事務</u>	<u>国際セーフティー株式会社</u>	<u>大阪府大阪市北区東天満一丁目5番12号</u>	<u>平成23年4月1日</u>
略				高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略		
略				略			